(六) 特例遺族一時金の給付

(1) 特例遺族一時金は、次のイ又はロに掲げる者の区分に応じ、それぞれイ又はロに定めるときに、その者の遺族に給することとした。(附則第一九条第一項関係)

イ 制度廃止時において地方議会議員である者（平成二三年五月までの在職期間が一二年未満である者に限る。）在職中死亡し、その死亡を退職とみなすときはこれに特例退職一時金を給すべきとき。

ロ 平成二三年一月から五月までの間に在職三年未満で死亡した地方議会議員　この法律の施行のとき。

(2) 別段の定めがあるもののほか、特例遺族一時金については、旧遺族一時金に関する規定の例によることとした。(附則第一九条第二項関係)

(3) 特例遺族一時金の額は、これを受ける者の人員にかかわらず、特例遺族一時金の給付事由となった死亡に係る者の在職期間に係る掛金及び特別掛金の総額に一〇〇分の八〇を乗じて得た金額に、平成二三年一月から五月までの月分の掛金及び特別掛金の総額に一〇〇分の二〇を乗じて得た金額を加えた金額とすることとした。(附則第一九条第三項及び第二〇条関係)

(七) 在職期間の計算

特例退職年金、特例退職一時金（(二)の(1)のイに掲げる者に給付する場合に限る。）、特例公務傷病年金及び特例遺族年金の額の算定については、在職期間は平成二三年五月までとすることとした。(附則第一三条、第一四条第四項、第一七条第三項及び第一八条第四項関係)

(八) その他所要の経過措置を設けることとした。

5 存続共済会、給付の経過措置に係る費用負担等

(一) 存続共済会及びその業務

(1) 旧共済会の存続

旧共済会は、次に掲げる業務を行うため、制度廃止後もなお存続することとした。(附則第二三条第一項関係)

イ 旧退職年金、旧退職一時金、代替退職一時金、旧公務傷病年金、旧遺族年金及び旧遺族一時金の給付を行うこと。

ロ 特例退職年金、特例退職一時金、特例公務傷病年金、特例遺族年金及び特例遺族一時金の給付を行うこと。

ハ なお存続するものとされる旧共済会（以下「存続共済会」という。）に帰属した権利及び義務の行使及び履行のために必要な業務を行うこと。

ニ その他これらに附帯する業務を行うこと。

(2) 存続共済会の構成員

存続共済会は、地方公共団体の議会の議長をもって組織することとした。(附則第二三条第二項関係)

(3) 存続共済会の解散

存続共済会は、(1)の業務が全て終了したときにおいて解散することとした。(附則第二三条第三項関係)

(二) 地方公共団体の負担金

共済給付金の給付に要する費用は、制度廃止時に存続共済会が保有する共済給付金の給付のための業務上の余裕金を除き、地方公共団体が負担することとした。(附則第二三条第二項関係)

(三) 財政調整

市議会議員存続共済会及び町村議会議員存続共済会は、共済給付金の給付の円滑な実施を図るため、市議会議員存続共済会にあっては町村議会議員存続共済会に対して、町村議会議員存続共済会にあっては市議会議員存続共済会に対して、それぞれ拠出金の拠出を行うこととした。(附則第二三条第二項関係)

(四) 資料の提供

存続共済会は、年金である給付に関する処分に関し必要があると認めるときは、その支給を受ける者の収入の状況につき、官公署に対し必要な資料の提供を求め、又はその者の雇用主、取引先その他の関係人に報告を求めることができることとした。(附則第二七条関係)

(五) その他所要の経過措置を設けることとした。

6 関係法律の一部改正等

その他関係法律の一部を改正することとした。

7 施行期日

この法律は、平成二三年六月一日から施行することとした。ただし、3の(一)の(2)及び(3)に関する規定は、同年九月一日から施行することとした。

◇独立行政法人日本スポーツ振興センター法施行令の一部を改正する政令（政令第一四九号）（文部科学省）

1 東日本大震災に起因するやむを得ない理由により災害共済給付契約に係る共済掛金を支払うことができない場合における支払期限の延長等について定めることとした。(附則第一条の二関係)

2 この政令は、公布の日から施行することとした。

◇平成二十三年東北地方太平洋沖地震に伴う地方公共団体の議会の議員及び長の選挙期日等の臨時特例に関する法律の一部を改正する法律の施行に伴う関係政令の整備に関する政令（政令第一五〇号）（総務省）

一 平成二十三年東北地方太平洋沖地震に伴う地方公共団体の議会の議員及び長の選挙期日等の臨時特例に関する法律施行令の一部改正

1 政令の題名中「平成二十三年東北地方太平洋沖地震」を「東日本大震災」に改めることとした。(題名関係)

2 東日本大震災に伴う地方公共団体の議会の議員及び長の選挙期日等の臨時特例に関する法律（以下「法」という。）第一条第三項又は第四項の規定により行われる選挙について、署名収集の禁止期間は、法第二条の規定の適用がないものとした場合における指定市町村若しくは指定県又は特例市町村若しくは特例県の議会の議員又は長の任期満了の日前六〇日に当たる日から開始するものとした。(第二条関係)

3 公職選挙法第一二〇条第三項及び第一二一条の規定は、法第四条第二項の規定により特例市町村の議会の議員又は長の選挙及び当該特例市町村の区域を包括する特例県の議会の議員又は長の選挙が同時に行われる場合には、適用しないものとした。(第三条関係)

4 議会の議員の任期満了による選挙について法第一条第三項又は第四項の規定の適用を受ける指定市町村若しくは指定県又は特例市町村若しくは特例県の議会の議員の補欠選挙は、当該補欠選挙を行うべき事由が法第二条の規定の適用がなかったものとした場合における当該議員の任期が終わる前六月以内に生じたときは、行わないものとした。(第四条関係)

二 平成二十三年東北地方太平洋沖地震に伴う地方公共団体の議会の議員及び長の選挙期日等の臨時特例に関する法律第一条第一項の特例選挙期日を定める政令の一部改正

政令の題名中「平成二十三年東北地方太平洋沖地震」を「東日本大震災」に改めることとした。(題名関係)

三 この政令は、公布の日から施行することとした。

◇地方公務員等共済組合法施行令等の一部を改正する等の政令（政令第一五一号）（総務省）

1 旧退職年金等の高額所得による支給停止

旧退職年金等の高額所得による支給停止に関し必要な事項を定めることとした。(附則第二条関係)

2 地方公務員等共済組合法施行令の一部改正

地方議会議員共済会に関する規定を削除することとした。(第一条関係)

3 平成二三年度における地方議会議員の年金の額の改定に関する政令の廃止

平成二三年度における地方議会議員の年金の額の改定に関する政令を廃止することとした。(第一六条関係)

4 その他関係政令の一部改正

その他関係政令の一部を改正することとした。

5 施行期日

この政令は、平成二三年六月一日から施行することとした。ただし、1に関する規定は、同年九月一日から施行することとした。